

# 南アフリカ共和国 ビザハンドブック

2015年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

ヨハネスブルク事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日貿易振興機構（ジェトロ）ヨハネスブルク事務所が現地会計事務所 Price waterhouse Coopers Inc. (PwC) に作成委託し、2015年3月31日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび PwC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失の損失、あるいはその他の原因に基づいて生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび PwC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により部課名  
およびメールアドレスが変更となりました。  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ヨハネスブルク事務所  
E-mail：infosuy@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

I. 改正の経緯.....	1
II. ビザ申請の概要.....	1
1. 申請場所 .....	1
2. 申請者 .....	2
3. 申請内容 .....	2
4. 申請書類 .....	2
5. 申請料金 .....	3
6. 申請時期 .....	3
7. 不服申し立て .....	3
8. 入国時の注意 .....	4
9. パスポート関連の注意 .....	4
III. 主なビザ等の種類 .....	5
1. 短期観光・商用目的の無査証滞在.....	5
2. 企業内転勤ビザ Intra Company Transfer Visa.....	5
3. クリティカルスキルビザ Critical Skill Visa.....	9
4. 一般労働ビザ General Work Visa.....	12
5. 帯同家族ビザ Visitor's Visa for Spouse.....	16
6. スタディービザ Study Visa.....	19
7. 短期就労ビザ Section 11(2) Visitor's visa .....	22
IV. 期間切れ入国の罰則.....	24
1. 概要 .....	24
2. 雇用主への罰則.....	24
3. 本人への罰則 .....	24
V. 18歳未満の子供の南ア共和国出入国に係る書類提示義務 .....	25
1. 概要 .....	25
2. 出生証明書 an unabridged birth certificate.....	25
3. 宣誓供述書 affidavit .....	25
VI. 住所変更の届け出 .....	26

VII.関係連絡先.....	26
1.南ア共和国内務省 .....	26
2.在南ア共和国日本大使館.....	27
3. 在日南ア共和国大使館 .....	27
VIII. 出所.....	27
別紙：南アフリカ共和国における赴任者・駐在者の推奨ビザ取得パターン.....	28
別紙：南アフリカ共和国改正入管法における赴任者向けの主なビザの種類.....	29

## I. 改正の経緯

The Immigration Amendment Act, 2011 (Act No13. of 2011) (改正入管法) は、2014 年 5 月 22 日に官報 *Government Gazette Staatskoerant 22 MAY 2014* で公表され、同年 5 月 26 日に施行されました。その後、監督官庁である *Department of Home affairs* (内務省) は、改正入管法に加えて、*Directive* (省内通達) を必要に応じて発行し、実務上のガイドラインとして運用しています (この省内通達は、一般には公表されていません)。

南アフリカ共和国 (以下、南ア共和国) における出入国管理は、経済成長の促進につながる資金・技能・経験等を南ア共和国に投資する外国人の入出国を適切に管理することを目的としています。

南ア共和国政府は、南ア共和国と同国籍者 (以降、永住者を含む) の利益につながる経済発展・拡大のための外国人の出入国管理をサポートします。しかしながら、この方針は、国内失業率への対処と南ア共和国国籍者の雇用機会増加という公約とのバランスを保ちながら実行されています。

内務省は、改正入管法の施行を含む、外国人の入出国の管理、調整および円滑化のための権限と責任を有しており、改正入管法に違反する外国人の国外追放、罰金、懲役などの強制措置を行うことができます。また、*Department of Labour* (労働省) は、雇用市場において南ア共和国国籍者のための持続可能な雇用機会を確保するために、内務省と連携して入国管理手続きの一部を担っています。

改正入管法施行から約 10 カ月が経過した現在において、施行当初の混乱が沈静化の兆しを見せていることから、日本人が主に申請・取得しているビザについて、2015 年 3 月 31 日現在の実務を整理してお届けします。

なお、本ハンドブックに記載された申請書類はあくまでも一般的な場合の例示であり、個々の申請者の状況により必要な書類が異なったり追加の書類が必要になる場合があること、ビザの発行は海外の南ア共和国大使館 (日本では在日南ア共和国大使館 (在京大)) または内務省の裁量により決定されるため、申請書類を揃えたからといって必ずしもビザが発行されるものではないことを、あらかじめご留意ください。また、申請書類の具体的な内容については、必要に応じてビザエージェントに相談することを勧めます。

## II. ビザ申請の概要

### 1. 申請場所

改正入管法施行後のビザの申請は、母国の南ア共和国大使館 (日本では在日本南ア共和国大使館 (在京大)) または、南ア共和国内に新設された *Visa and Permits Facilitation Center / Visa Facilitation Service* (VFS 事務所) で受け付けられることになりました。ただし、在京大と南ア共和国内のいずれで申請できるかは、申請するビザの種類によって異なり、在京大で申請しなければならないビザもあります。

主な VFS 事務所の所在地は、同ウェブサイトを確認できます。

[http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/Jurisdiction to Apply.html](http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/Jurisdiction%20to%20Apply.html)

VFS 事務所は内務省に代わってビザ申請の受け付けを行う機関であり、申請書類は VFS 事務所を通じて内務省に提出され審査されます。VFS 事務所への申請はオンラインでの事前予約制です。[http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/how to apply.html](http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/how%20to%20apply.html)

VFS 事務所の混雑状況によっては、希望日に申請書を提出できなくなる場合もあるので、あらかじめ余裕をもって予約することを勧めます。

## 2.申請者

在京大、南ア共和国国内いずれで申請する場合でも、原則として本人自らが出頭する必要があります。

## 3.申請内容

内務省は、外国人が南ア共和国に到着する前に母国で適切なビザを取得してから入国することを想定しており、初めて赴任する際のビザの申請は母国の南ア共和国大使館すなわち在京大で行います。ビザの更新またはステータス変更については、在京大または南ア共和国国内で申請することが可能です。ただし、ビジターズビザからほかのビザへの切り替えについては、ビジターズビザ（帯同家族ビザを含む）からスタディービザへの切り替えなどの一部の例外を除き、南ア共和国国内での申請は認められていません。

また、申請にあたっては、改正入管法に定められた適切な申請書類を揃える必要があり、書類が揃っていない不十分な申請は受理されない、または受け付けられたとしてもビザの発行が拒否される可能性があります。

## 4.申請書類

以下の所定の申請書式を、在京大またはVFS事務所へほかの申請書類とともに提出します。

書式番号	書式名
Form 8 (DHA-1738)	Application for temporary residence visa
Form 9 (DHA-1740)	Application for change of conditions on existing visa or change of status
Form 10 (DHA-1739)	Application for renewal of existing visa
Form 11 (BI-84)	Application for port of entry visa or transit visa

Form 8(DHA-1738) は、就労ビザ（企業内転勤ビザ、クリティカルスキルビザ、一般労働ビザなど）またはスタディービザを申請する場合に提出する書式です。

Form 9(DHA-1740) と Form 10(DHA-1739) は、VFS事務所、ビザのステータス変更または期間延長などの申請を行う場合に提出する書式です。

Form 11 (BI-84) は、帯同家族ビザ（配偶者または就学していない子息のビザ）、短期就労ビザを申請する場合に提出する書式です。

上記の書式は、官報([http://www.greengazette.co.za/documents/regulation-gazette-37679-of-22-may-2014-vol-587-no-10199\\_20140522-GGR-37679.pdf](http://www.greengazette.co.za/documents/regulation-gazette-37679-of-22-may-2014-vol-587-no-10199_20140522-GGR-37679.pdf))、または、VFS事務所のオンライン ([http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/Complete\\_online\\_form.html](http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/Complete_online_form.html))から入手できます。

## 5.申請料金

以下の申請料金がかかります。

(通貨：南アフリカ・ランド (以下,ランド))

主なビザの種類	内務省(在京大)審査料金	VFS 事務手数料
ビジターズビザ (帯同家族ビザなど)	425 ランド (4,400 円)	1,350 ランド
企業内転勤ビザ	1,520 ランド(15,800 円)	1,350 ランド
クリティカルスキルビザ	1,520 ランド(15,800 円)	1,350 ランド
一般労働ビザ	1,520 ランド(15,800 円)	1,350 ランド
スタディービザ	425 ランド (4,400 円)	1,350 ランド
短期就労ビザ	-(4,400 円)	—
不服申し立て	—	1,350 ランド

南ア共和国内で申請する場合には、審査料金とは別に VFS 事務所の事務手数料 1,350 ランドがかかります。VFS 事務所には、混雑などによる受付時間短縮のためのプレミアムラウンジサービスが用意されており、追加料金 500 ランドを支払うことで利用可能です。

その他の申請料金は、VFSのウェブサイトに掲載されています。

[http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/application\\_fees\\_at\\_glance.html](http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/application_fees_at_glance.html)

## 6.申請時期

南ア共和国国内での申請は、現行ビザの期間切れの 60 日より前に行うことが求められています。申請時にパスポート原本を提示する必要がありますが、その場で返却されるため、預ける必要はありません。

在京大での申請は、原則として現行ビザの期間が切れた後に行うことになります。申請者は、パスポート原本を在京大に預ける必要があります。そのため、ビザが発行されるまでは海外に渡航することができなくなりますので、注意してください。

## 7.不服申し立て

南ア共和国内でビザの発行が拒否された場合、申請結果を受領してから 10 日以内に不服申し立て(Appeal)を行うことができます。内務省は不服申し立てを受け取ってから 4 から 8 週間で回答するとしていますが、現実的には 3 から 6 カ月が想定されているので注意が必要です。なお、不服申し立てを行わずに、在京大で新たにビザの申請を行うこともできます。

## 8. 入国時の注意

入国時に入国審査官が押印・記入する”Valid Until”の期間は、ビザ・ステッカーの期間と同じであるのが通常です。しかしながら、南ア共和国の入国審査の対応は担当官により異なります。そのため、入国時にパスポートに添付されたビザ・ステッカーを入国審査官に提示し、誤った期間が記載されないように注意してください。

## 9. パスポート関連の注意

### (1) パスポートの有効期間

パスポートの有効期間がビザの申請年数よりも短い場合は、ビザがパスポートの有効期間までしか発行されない場合があります。ビザの申請に先き立ち、パスポートの有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あるかを確認することを勧めます。通常、1 年以上の有効期間のパスポートは切替発給の対象になりませんが、ビザの申請において必要な場合は、在南ア日本大使館に相談してください。また、切替発給に必要な書類や所要日数については、同館のウェブサイトを参照してください。

[http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular\\_service/passport\\_top.html](http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/passport_top.html)

### (2) ビザ・ステッカーの転記

パスポートの有効期間がビザの有効期間よりも短い場合または、既にビザを持ち、パスポートを新しくした場合には、古いパスポートに添付されたビザ・ステッカーを新しいパスポートに移し変える必要があります。この申請は、VFS 事務所を通じて行うことになります。申請書類は、所定の申請書式、新旧パスポートのコピー、および雇用主（日本法人または現地法人、ビザの種類によって異なります）からのサポートレターなどです。南ア共和国国内での申請の事務処理にかかる日数は、30 から 60 日が目安とされています。

ステッカーの転記が済んでいない場合には、通常、新旧パスポートおよび VFS 事務所からの転記申請に係る領収書を携帯することで、南ア共和国への入出国が可能です。



### Ⅲ.主なビザ等の種類

#### 1. 短期観光・商用目的の無査証滞在

##### (1) 概要

観光または商用目的で南ア共和国に滞在する人は、滞在日数 90 日を上限としてビザを必要としない無査証滞在が認められています。なお、このビザでは就労、就学、ボランティア活動などを行うことはできません。

##### (2) 申請要件

事前に申請を行う必要はありません。下記書類を入国時に南ア共和国の空港で入国審査官に提示すると、パスポートに 90 日を上限とした滞在許可のスタンプが押されます。

	書類名	備考
1	パスポート (Passport)	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
2	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	過去 6 カ月以内に汚染国に入国した場合のみ、必要となる。
3	航空券 (Flight Ticket)	出発便のみならず、南ア共和国到着後 90 日以内の帰国便または乗継便の予約が必要となる。

#### 2. 企業内転勤ビザ Intra Company Transfer Visa

##### (1) 概要

日本法人との雇用契約に基づき、同日本法人の関連企業である現地法人（関連会社・支店・駐在員事務所を含む）へ出向する人に、最長 4 年間を上限として発行されるビザです（改正入管法 18 条）。初めて日本から南ア共和国内の関連会社・支店・駐在員事務所へ赴任される人がよく取得されるビザです。

##### (2) 申請要件

申請前に出向元の日本法人との間に 6 カ月以上の雇用関係が必要です。日本法人との雇用契約、出向目的と期間などを記載した現地法人からの英文招聘状、および日本法人からの英文推薦状などが必要です。加えて、申請者が滞在期間を終えて帰国するまでに、現地法人に移転する技能や知識の詳細などを記載した技能移転計画 (Skills Transfer Plan) を提出することになります。

### (3) 申請書類

	書類名	摘要
1	所定の申請書式 (Application Form)	上記Ⅱ.4.を参照。
2	申請手数料 (Fee Payable)	上記Ⅱ.5.を参照。
3	パスポートサイズの写真 2 枚 (Two Passport size photographs)	
4	パスポート (Passport)	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
5	全部事項証明 (戸籍謄本) とその英訳 (Family Register -Full Unabridged Birth Certificate+ Marital Status)	<p>① 全部事項証明(出生、婚姻等の身分事項が記載されたもの)を本籍地市区町村役場より入手し自ら英訳し日本の公証役場の認証(外務省のアポステイユを含む)を受けるか、</p> <p>② 在南ア共和国日本大使館へ全部事項証明を提出し英文出生証明書を入手するか、</p> <p>③ 南ア共和国政府が指定した翻訳業者 Sworn Translator へ全部事項証明を提出し Sworn Translator による英訳と英訳証明書を入手する。</p> <p>(注) ②を申請できる対象者は南ア共和国内に在留している人のみです。現在日本にいる場合(南ア共和国赴任予定者を含む)、または単身赴任で南ア共和国内に滞在して日本在住の家族を呼び寄せる場合には申請できません。これは 18 歳未満の子供についても同様です。②の所要日数は、土・日・祝日を除いて申請日の翌々日です。手数料は年度により変更されるため、南ア共和国日本大使館に確認してください。 <a href="http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html">http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html</a></p>
6	所定書式の健康診断書 (Medical Certificate)	過去 6 カ月以内のものまで有効。下記リンク先からダウンロードできる。 <a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf</a>
7	所定書式の肺レントゲン証明書 (Radiological Report)	過去 6 カ月以内のものまで有効。12 歳以上の方のみ対象。下記リンク先からダウンロードできる。 <a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf</a>
8	無犯罪証明書 (Police Clearance Certificate)	過去 6 カ月以内のものまで有効。南ア共和国国内・在京大いづれで申請する場合でも、18 歳以上で 12

		<p>カ月以上滞在した国すべてから入手する必要がある。</p> <p>(注) 日本の無犯罪証明は、在南ア共和国日本大使館でも申請できますが、交付までに2カ月を要するので、余裕を持って申請する必要があります。</p>
9	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	過去6カ月以内に汚染国に入国した場合のみ必要となる。
10	英文履歴書、職務記述書 (Curriculum Vitae and Job Description)	
11	所定書式の委任状 (Power of Attorney)	Form 43(BI-29) Power of Attorney ビザ申請書作成をエージェントに委託する場合に必要となる。
12	日本法人からの医療・渡航保険証明書 (Home country Proof of Medical / Travel Insurance Cover)	
13	航空券または航空券予約 (Flight Itinerary)	
14	現地法人からの英文招聘状・確約書 (Host Country Motivation and Undertaking Letter)	
15	日本法人からの英文推薦状・確約書 (Home Country Motivation and Undertaking Letter)	
16	技能移転計画 (Skills Transfer Plan)	申請者によって移転される技能、対象となる現地法人従業員の氏名、ID番号等を記載した詳細な計画が必要になる。
17	日本法人との英文雇用契約書 (Home Country Employment Contract)	<p>以下の項目が記載されたもの。 職階、雇用期間 (または雇用開始日)、年収、雇用条件 (担当地域、組織、勤務地、契約終了日、解雇事前通知期間、福利厚生、定年退職年齢)</p> <p>(注) 上記を記載した雇用契約がない場合、別途、日本法人の人事責任者が署名した英文雇用条件通知書を作成する必要があります。 また、契約期間は少なくとも6カ月以上でなければなりません。</p>
18	直近3カ月分の預金通帳の写し (Proof of Sufficient Funds – Bank Statements)	

#### (4) 申請場所

在京大で申請します。

#### (5) 所要期間

##### ①申請書類の準備

おおむね1から2カ月かかります。無犯罪証明書を18歳以上で12カ月以上滞在した国すべてから入手する必要があるため、他国での駐在・滞在経験の多い人ほど準備に時間がかかります。無犯罪証明書の発行までにかかる日数は、国によって異なります。申請の6カ月前から申請日まで入手したものが有効とされているため、前もって入手することを勧めます。

##### ②当局の事務処理

在京大の事務処理日数は、すべての申請書類に瑕疵がない場合、14営業日が目安とされています。ただし、同館の事務混雑状況に大きく左右され、早い場合は1から2週間、遅い場合は1カ月以上になる場合があるので、注意してください。

#### (6) その他 — 経過措置 (内務省の省内通達 Directive 19 Errata, 2014)

##### イ. 期間延長

改正前入管法に基づいて有効期間2年以内の企業内転勤ビザを保有する方は、南ア共和国国内または在京大で、最長2年を上限とした企業内転勤ビザの有効期間延長を行うことができます。

申請書類は、基本的に上記(3)と同じですが、南ア共和国国内で申請する場合は、南ア共和国以外の国の無犯罪証明書を提出する必要はありません。

南ア共和国国内で申請する場合の内務省の事務処理日数は60から120日が目安とされているため、余裕を持って4から5カ月前に申請することを勧めます。

なお、企業内転勤ビザを延長する人の帯同家族ビザまたはスタディービザも、同じく南ア共和国国内で2年間を上限として延長することができます。申請書類はそれぞれのビザの新規申請の場合と同じですが、南ア共和国国内で申請する場合は、南ア共和国以外の国の無犯罪証明書を提出する必要はありません。

##### ロ. 新規申請

期間延長の2年間の期間を終えてもなお、現地法人の要請により日本法人からの出向を継続する必要がある場合は、在京大で、新たに企業内転勤ビザの申請を行うことができます。この申請は、南ア共和国国内では行うことができません。申請書類は上記(3)と同じで、南ア共和国を含むすべての滞在国(18歳以上で12カ月以上滞在した国)の無犯罪証明書を提出する必要があります。また、在京大の事務処理日数は14営業日が目安とされています。

### 3. クリティカルスキルビザ Critical Skill Visa

#### (1) 概要

現地法人（関連会社・支店・駐在員事務所を含む）との雇用契約等に基づき、内務省が定めたリストに記載された特定の技能を有する方に、最長 5 年を上限として発行されるビザです（改正入管法 18 条）。

クリティカルスキルビザは、南ア共和国にとって有益な特定の技能を有する外国人を招き、その技能を南ア共和国国内へ移転することを目的としており、対象となる技能は、官報 Government Gazette Staatskoerant 3 JUNE 2014 に記載されています。

[http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/Critical\\_Skills\\_Visa\\_090614.pdf](http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/Critical_Skills_Visa_090614.pdf)

特定の技能に当てはまるかは、学歴、技能、資格、経験などによって総合的に判断されます。また申請にあたっては、South African Qualifications Authority（資格能力局、SAQA）が認めた専門団体などへの登録と SAQA の評価証明書が必要です。どのような専門家団体へ登録するかは、申請する技能によって異なります。

クリティカルスキルビザを申請できるかを確認するために、あらかじめビザエージェントの簡易診断を利用することを勧めます。クリティカルスキルビザは、改正前入管法の Quota and Exceptional Skills Work Permit に代わるもので、同 Work Permit で頻繁に申請されていた職種のほか、南ア共和国にとって重要とされる新たな職業や専門職が追加されています。ただし、内務省が定めたリストには「日本語が話せること」が特定の技能として含まれておらず、日本語が話せるだけでは、クリティカルスキルビザを申請することはできないため、注意が必要です。

なお、クリティカルスキルビザの期間満了後には、永住許可証の申請が可能になります。

#### (2) 申請要件

現地法人との雇用契約があり、特定の技能を有していることが要件です。

#### (3) 申請書類

	書類名	摘要
1	所定の申請書式 (Application Form)	上記 II .4.を参照。
2	申請手数料 (Fee Payable)	上記 II .5.を参照。
3	パスポートサイズの写真 2 枚 (Two Passport size photographs)	
4	パスポート (Passport)	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
5	全部事項証明 (戸籍謄本) とその英訳 (Family Register -Full Unabridged Birth Certificate+ Marital Status)	① 全部事項証明(出生、婚姻等の身分事項が記載されたもの)を本籍地市区町村役場より入手し自ら英訳し日本の公証役場の認証(外務省のアポステイーユを含む)を受けるか、 ② 在南ア共和国日本大使館へ全部事項証明を提出

		<p>し英文出生証明書を入手するか、</p> <p>③ 南ア共和国政府が指定した翻訳業者 <b>Sworn Translator</b> へ全部事項証明を提出し <b>Sworn Translator</b> による英訳と英訳証明書を入手する。</p> <p>(注) ②を申請できる対象者は南ア共和国内に在留している人のみです。現在日本にいる場合(南ア共和国赴任予定者を含む)、または単身赴任で南ア共和国内に在留して日本在住の家族を呼び寄せる場合には申請できません。これは18歳未満の子供についても同様です。②の所要日数は、土・日・祝日を除いて申請日の翌々日です。手数料は年度により変更されるので在南ア共和国日本大使館に確認してください。<a href="http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html">http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html</a></p>
6	所定書式の健康診断書 (Medical Certificate)	<p>過去6カ月以内のものまで有効。下記リンク先からダウンロードできる。</p> <p><a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf</a></p>
7	所定書式の肺レントゲン証明書 (Radiological Report)	<p>過去6カ月以内のものまで有効。12歳以上の人のみ対象。下記リンク先からダウンロードできる。</p> <p><a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf</a></p>
8	無犯罪証明書 (Police Clearance Certificate)	<p>過去6カ月以内のものまで有効。南ア共和国内・在京大いずれで申請する場合でも、18歳以上で12カ月以上滞在した国すべてから入手する必要がある。</p> <p>(注) 日本の無犯罪証明は、在南ア共和国日本大使館でも申請できますが、交付までに2カ月を要するので、余裕を持って申請する必要があります。</p>
9	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	<p>過去6カ月以内に汚染国に入国した場合のみ必要となる。</p>
10	英文履歴書、職務記述書 (Curriculum Vitae and Job Description)	
11	卒業した教育機関の英文成績証明書 (Transcript)	<p>卒業した教育機関(大学、大学院など)から入手する。</p>
12	卒業した教育機関の英文卒業証明書 (Graduation Certificate)	<p>卒業した教育機関(大学、大学院など)から入手する。</p>
13	所定書式の委任状 (Power of Attorney)	<p>Form 43(BI-29) Power of Attorney ビザ申請書作成をエージェントに委託する場合に必要となる。</p>

14	現地法人からの医療・渡航保険証明書 (Host country Proof of Medical / Travel Insurance Cover)	
15	航空券または航空券予約 (Flight Itinerary)	
16	現地法人からの英文招聘状・確約書 (Host Country Motivation and Undertaking Letter)	
17	現地法人との英文雇用契約書 (South African Employment Contract)	以下の項目が記載されたもの。 職階、雇用期間（または雇用開始日）、年収、雇用条件（担当地域、組織、勤務地、契約終了日、解雇事前通知期間、福利厚生、定年退職年齢）  （注）申請時に現地法人との雇用関係がない場合、現地法人からの採用通知（An Offer of Employment）で代替できる可能性があります。ただし、この場合でも、クリティカルスキルビザを取得した後 12 カ月以内に雇用契約を締結できることを証明する必要があります。
18	申請者が特定の技能を有することの証明書・推薦状 (Letter of Reference/Testimonial Letter)	
19	SAQA によって認められた専門団体などの登録証明書（または、監督官庁からの技能・資格・経験に係る確認書） (Registration Certificate from Applicable Regulatory Body in South Africa recognized by SAQA)	
20	SAQA からの評価証明書 (SAQA Evaluation Certificate)	

#### (4) 申請場所

在京大（初めて申請する場合または更新）または南ア共和国内（更新）で申請することができます。一方、南ア共和国内での申請において、後述の事務処理日数を経た結果、ビザの発行が拒否された例があります。現時点において、より安全にクリティカルスキルビザを取得するためには、在京大での申請を勧めます。

#### (5) 所要期間

##### ①申請書類の準備

おおむね2から6カ月かかります。通常は2から3カ月ですが、The Engineering Council of South Africa（エンジニア協会、ECSA）など、特定の南ア共和国の専門家団体への登録には3から6カ月を要する場合がありますため、注意が必要です。

まずは、英文の履歴書、職務記述書を作成し、卒業した教育機関（大学、大学院等）から英文の卒業証明と成績証明を入手し、必要に応じてビザエージェントに相談し、クリティカルスキルビザが申請可能か、そしてどの特定の技能に該当するかを検討します。

次に、該当する技能に関連する南ア共和国の専門家団体への登録を行い、並行してSAQAへ評価証明書の発行を申請します。専門家団体への登録にかかる所要期間は団体によって異なります。また、SAQAの事務処理日数は、10から15営業日が目安です。

これらの手続きのほかに、企業内転勤ビザと同じく無犯罪証明書を入手することになります。

##### ②当局の事務処理

在京大の事務処理にかかる日数は、企業内転勤ビザと同じ14営業日が目安とされています。南ア共和国内での申請の事務処理にかかる日数は、約3から4カ月とされています。

## 4. 一般労働ビザ General Work Visa

### (1) 概要

現地法人（関連会社・支店・駐在員事務所を含む）との雇用契約に基づき、南ア共和国の一般労働者として赴任される場合に、最長5年間を上限として発行されるビザです（改正入管法18条）。

現地法人は、労働省へ申請を行い同省から下記事項を証明する確認書（Department of Labour Certificate）を入手する必要があります。

- ① 現地法人は、「入念な調査」（Diligent Search）を行ったにもかかわらず、申請者と同等の資格、技能、経験を有する南ア共和国国籍者を見つけることができなかったこと。
- ② 申請者が求人に応じた経験や技能を有していること。
- ③ 申請者の給与とそれに対する貢献は、南ア共和国国籍者の平均給与とそれに対する貢献に劣らないこと。
- ④ 雇用契約が、雇用条件が明記され現地法人と申請者によって署名され、労働法に準拠したものであること。



南ア共和国国籍者の雇用を促進するという観点から、現地法人は「入念な調査」（求人広告の掲載やリクルートエージェントを使用した人員の募集など）を行い、南ア共和国内に適切な技能を有する人材がいないことを確かめなければならない可能性があります。このほか、労働省は確認書を発行するために必要に応じて追加的な調査を行う可能性があります。上記手続きを経て、労働省は確認書を発行します。労働省の確認書の発行までの所要日数は3から6カ月が目安とされています。

上記の労働省の確認書のほかに、SAQA による学歴などの評価証明書が必要とされています。ただし、申請者が正式な資格を有していない、または正当な理由に基づき申請者の資格を評価できない場合で、申請者の技能と経験が職務の要求水準を満たす場合には、この評価は免除される可能性があります。

なお、一般労働ビザの期間満了後には、永住許可証の申請が可能になります。

## (2) 申請要件

現地法人との雇用契約があり、前述の労働省の確認書を入手していることが要件です。

## (3) 申請書類

	書類名	摘要
1	所定の申請書式 (Application Form)	上記 II .4.を参照。
2	申請手数料 (Fee Payable)	上記 II .5.を参照。
3	パスポートサイズの写真 2 枚 (Two Passport size photographs)	
4	パスポート (Passport)	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
5	全部事項証明 (戸籍謄本) とその英訳 (Family Register -Full Unabridged Birth Certificate+ Marital Status)	<p>① 全部事項証明(出生、婚姻等の身分事項が記載されたもの)を本籍地市区町村役場より入手し自ら英訳し日本の公証役場の認証(外務省のアポステイーユを含む)を受けるか、</p> <p>② 在南ア共和国日本大使館へ全部事項証明を提出し英文出生証明書を入手するか、</p> <p>③ 南ア共和国政府が指定した翻訳業者 Sworn Translator へ全部事項証明を提出し Sworn Translator による英訳と英訳証明書を入手する。</p> <p>(注) ②を申請できる対象者は南ア共和国内に在留している場合のみです。現在日本にいる場合 (南ア共和国赴任予定者を含む)、または単身赴任で南ア共和国国内に在留して日本在住の家族を呼び寄せる場合には申請できません。これは 18 歳未満の子供についても同様です。②の所要日数は、土・日・</p>

		祝日を除いて申請日の翌々日です。手数料は年度により変更されるので在南ア共和国日本大使館に確認してください。 <a href="http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html">http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html</a>
6	所定書式の健康診断書 (Medical Certificate)	過去 6 カ月以内のものまで有効。下記リンク先からダウンロードできる。 <a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf</a>
7	所定書式の肺レントゲン証明書 (Radiological Report)	過去 6 カ月以内のものまで有効。12 歳以上の方のみ対象。下記リンク先からダウンロードできる。 <a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf</a>
8	無犯罪証明書 (Police Clearance Certificate)	過去 6 カ月以内のものまで有効。南ア共和国内・在京大いずれで申請する場合でも、18 歳以上で 12 カ月以上滞在した国すべてから入手する必要がある。  (注) 日本の無犯罪証明は、在南ア共和国日本大使館でも申請できますが、交付までに 2 カ月を要するため、余裕を持って申請する必要があります。
9	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	過去 6 カ月以内に汚染国に入国した場合のみ、必要となる。
10	英文履歴書、職務記述書 (Curriculum Vitae and Job Description)	
11	卒業した教育機関の英文成績証明書 (Transcript)	卒業した教育機関 (大学、大学院など) から入手する。
12	卒業した教育機関の英文卒業証明書 (Graduation Certificate)	卒業した教育機関 (大学、大学院など) から入手する。
13	所定書式の委任状 (Power of Attorney)	Form 43(BI-29) Power of Attorney ビザ申請書作成をエージェントに委託する場合に必要となる。
14	現地法人からの医療・渡航保険証明書 (Host country Proof of Medical / Travel Insurance Cover)	
15	航空券または航空券予約 (Flight Itinerary)	
16	現地法人からの英文招聘状・確約書 (Host Country Motivation and Undertaking Letter)	
17	現地法人との英文雇用契約書 (South African Employment Contract)	以下の項目が記載されたもの。 職階、雇用期間 (または雇用開始日)、年収、雇用条件 (担当地域、組織、勤務地、契約終了日、解雇

		事前通知期間、福利厚生、定年退職年齢)
18	SAQA によって認められた専門団体などの登録証明書 (Registration Certificate from Applicable Regulatory Body in South Africa recognized by SAQA)	
19	SAQA からの評価証明書 (SAQA Evaluation Certificate)	
20	<p>下記事項にかかる労働省からの確認書 (Department of Labour Certificate)</p> <p>① 現地法人の入念な調査にもかかわらず、申請者と同等の資格、技能、経験を有する南ア共和国国籍者を見つけることができなかったこと。</p> <p>② 申請者が求人に応じた経験や技能を有していること。</p> <p>③ 申請者の給与とそれに対する貢献は、南ア共和国国籍者の平均給与とそれに対する貢献に劣らないこと。</p> <p>④ 雇用契約は、雇用条件が明記され現地法人と申請者によって署名された、労働法に準拠したものであること。</p> <p>⑤ 資格・技能・適正などが SAQA によって評価されていること。</p> <p>⑥ 現地法人に関する事項 (必要に応じて Companies and Intellectual Property Commission[企業知的財産所有権委員会、CIPC] 発行の会社登記書類を添付)</p>	
21	直近 3 カ月分の預金通帳の写し (Proof of Sufficient Funds - Bank Statements)	

#### (4) 申請場所

在京大（初めて申請する場合または更新）または南ア共和国内（更新）で申請することができます。

#### (5) 所要期間

##### ①申請書類の準備

おおむね半年以上を想定することを勧めします。労働省の確認書を得るための所要期間が3から6カ月とされており、その間労働省の検査などが行われる可能性があります。なお、労働省の確認書を取得するための手続きは、ビザの申請者本人ではなく、現地法人が行う必要があります。

また、クリティカルスキルビザでも必要とされた、専門家団体への登録とSAQAの評価証明書も必要になる場合があります、これらの手続きにおおむね2から3カ月かかります。

##### ②当局の事務処理

在京大の事務処理にかかる日数は、企業内転勤ビザと同じ14営業日が目安ですが、内務省への確認を行う場合はこの限りではないとされています。

南ア共和国内での申請の事務処理にかかる期間は、上記の申請書類の準備期間を含めておおむね10カ月以上が目安とされています。

#### (6) その他 — 一部手続の免除

内務省は、必要な手続きの一部を免除する書類（Waiver Letter）を発行する場合があります。ただし、通常、労働省の確認書の入手は免除されません。例外的に、内務省が特定の企業や団体などに対して、労働省の確認書（入念な調査、SAQAの評価証明書を含む）を免除する旨の書類を発行している例がありますが、当該地域における影響力を考慮した結果、特定の企業や団体のみに発行されているもので、必ずしも入手できるものではありません。

### 5. 帯同家族ビザ Visitor's Visa for Spouse

#### (1) 概要

ビジターズビザの対象は多岐に渡りますが、本稿では就労ビザ保有者（主申請者）に帯同する家族のビザ（帯同家族ビザ）についてのみ説明します。

帯同家族ビザは、主申請者が帯同する家族（配偶者、就学前の子息など）に、原則として主申請者が企業内転勤ビザ、または一般労働ビザの場合は3年、主申請者がクリティカルスキルビザである場合は5年、を上限に発行されるビザです（改正入管法11条4項(a)）。

ただし、主申請者のビザが企業内転勤ビザまたは一般労働ビザの場合であっても、在京大または内務省の裁量により最長5年を上限に、主申請者と同年数の有効期間のビザが発行される場合があります。

なお、帯同家族ビザでは、就労、就学、ボランティア活動などを行うことはできませんので、これらを行う場合には、ほかの適切なビザを申請する必要があります。

## (2) 申請要件

主申請者の配偶者または子息であることが要件です。

## (3) 申請書類

	書類名	摘要
1	所定の申請書式 (Application Form)	上記Ⅱ.4.を参照。
2	申請手数料 (Fee Payable)	上記Ⅱ.5.を参照。
3	パスポートサイズの写真 2 枚 (Two Passport size photographs)	
4	パスポート (Passport)	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
5	全部事項証明 (戸籍謄本) とその英訳 (Family Register -Full Unabridged Birth Certificate+ Marital Status)	<p>① 全部事項証明(出生、婚姻等の身分事項が記載されたもの)を本籍地市区町村役場より入手し自ら英訳し日本の公証役場の認証(外務省のアポステイーユを含む)を受けるか、</p> <p>② 在南ア共和国日本大使館へ全部事項証明を提出し英文出生証明書を入手するか、</p> <p>③ 南ア共和国政府が指定した翻訳業者 Sworn Translator へ全部事項証明を提出し Sworn Translator による英訳と英訳証明書を入手する。</p> <p>(注) ②を申請できる対象者は南ア共和国内に在留している方のみです。現在日本にいる場合 (南ア共和国赴任予定者を含む) 、または単身赴任で南ア国内に在留して日本在住の家族を呼び寄せる場合には申請できません。これは 18 歳未満の子供についても同様です。②の所要日数は、土・日・祝日を除いて申請日の翌々日です。手数料は年度により変更されるので在南ア共和国日本大使館に確認してください。<a href="http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html">http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html</a></p>
6	所定書式の健康診断書 (Medical Certificate)	過去 6 カ月以内のものまで有効。下記リンク先からダウンロードできる。 <a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf</a>
7	所定書式の肺レントゲン証明書	過去 6 カ月以内のものまで有効。12 歳以上の方の

	(Radiological Report)	み対象。下記リンク先からダウンロードできる。 <a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf</a>
8	無犯罪証明書 (Police Clearance Certificate)	過去 6 カ月以内のものまで有効。南ア共和国国内・在京大いずれで申請する場合でも、18 歳以上で 12 カ月以上滞在した国すべてから入手する必要がある。  (注) 日本の無犯罪証明は、在南ア共和国日本大使館でも申請できますが、交付までに 2 カ月を要するため、余裕を持って申請する必要があります。
9	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	過去 6 カ月以内に汚染国に入国した場合のみ、必要となる。
10	所定書式の委任状 (Power of Attorney)	Form 43(BI-29) Power of Attorney ビザ申請書作成をエージェントに委託する場合に必要となる。
11	航空券または航空券予約 (Flight Itinerary)	
12	主申請者からのサポートレター (Letter of support from Main applicant confirming undertaking for emotional and financial support for family members)	
13	直近 3 カ月分の預金通帳の写し (Proof of sufficient funds – 3 months bank statements)	

なお、全部事項証明（戸籍謄本）とその英訳は、同時に申請する場合には家族で 1 部あればよく、申請者それぞれについて用意する必要はありません。

#### (4) 申請場所

在京大（初めて申請する場合または更新）または南ア共和国国内（更新）で申請することができます。

#### (5) 所要期間

##### ① 申請書類の準備

おおむね 1 カ月から 2 カ月かかります。無犯罪証明書を 18 歳以上で 12 カ月以上滞在した国すべてから入手する必要があるため、他国での帯同経験の多い人ほど準備に時間がかかります。無犯罪証明書の発行までにかかる期間は、国によって異なります。申請の 6 カ月前から申請日に入手したものが有効とされているため、前もって入手することを勧めます。

## ②当局の事務処理

在京大の事務処理にかかる日数は、企業内転勤ビザと同じ 14 営業日が目安とされています。南ア共和国国内での申請の事務処理にかかる期間は、約 2 から 4 カ月とされています。

## 6.スタディービザ Study Visa

### (1) 概要

南ア共和国の学校関連法（School Act/University Act/FET Act）に規定されている教育機関（初等・中等・高等学校、大学等）に留学する、または主申請者の扶養家族が南ア共和国国内の教育機関に通学する際に取得するビザです（改正入管法 12 条）。

留学生に限らず、日本人学校を含む学校関連法に規定されている教育機関で教育を受ける場合には、学校が公立・私立であるかどうか、就学期間にかかわらず、スタディービザを取得することになります。

なお、延長申請の事務負担を軽減するため、有効期限は、申請者の全就学期間（初等学校教育は 8 年以内、中等学校教育は 6 年以内）が上限とされています。ただし、主申請者の扶養家族が南ア共和国国内の教育機関に通学する場合には通常、主申請者のビザの有効期間が上限になります。

### (2) 申請要件

受入元の教育機関からの入学・転校証明書が必要となります。また、南ア共和国国内で申請する場合には、南ア共和国の医療保険に加入する必要があります。他方、在京大で申請する場合には、同館は、南ア共和国の医療保険ではなく、日本の保険会社の海外旅行傷害保険などでも可としています。なお、この措置は在京大の裁量によるものと考えられるため、変更される可能性があります。

### (3) 申請書類

	書類名	摘要
1	所定の申請書式 (Application Form)	上記 II .4.を参照。
2	申請手数料 (Fee Payable)	上記 II .5.を参照。
3	パスポートサイズの写真 2 枚 (Two Passport size photographs)	
4	パスポート (Passport )	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
5	全部事項証明 (戸籍謄本) とその英訳 (Family Register -Full	① 全部事項証明(出生、婚姻等の身分事項が記載されたもの)を本籍地市区町村役場より入手し自ら

	Unabridged Birth Certificate+ Marital Status)	<p>英訳し日本の公証役場の認証(外務省のアポステイーユを含む)を受けるか、</p> <p>② 在南ア共和国日本大使館へ全部事項証明を提出し英文出生証明書を入手するか、</p> <p>③ 南ア共和国政府が指定した翻訳業者 Sworn Translator へ全部事項証明を提出し Sworn Translator による英訳と英訳証明書を入手する。</p> <p>(注) ②を申請できる対象者は南ア共和国内に在留している場合のみです。現在日本にいる場合(南ア共和国赴任予定者を含む)、または単身赴任で南ア共和国内に在留して日本在住の家族を呼び寄せる場合には申請できません。これは18歳未満の子供についても同様です。②の所要日数は、土・日・祝日を除いて申請日の翌々日です。手数料は年度により変更されるので在南ア共和国日本大使館に確認してください。</p> <p><a href="http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html">http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html</a></p>
6	所定書式の健康診断書 (Medical Certificate)	<p>過去6カ月以内のものまで有効。下記リンク先からダウンロードできる。</p> <p><a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/medical_report_format.pdf</a></p>
7	所定書式の肺レントゲン証明書 (Radiological Report)	<p>過去6カ月以内のものまで有効。12歳以上の方のみ対象。下記リンク先からダウンロードできる。</p> <p><a href="http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf">http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/pdf/radiological_report_format.pdf</a></p>
8	無犯罪証明書 (Police Clearance Certificate)	<p>過去6カ月以内のものまで有効。南ア共和国内・在京大いずれで申請する場合でも、18歳以上で12カ月以上滞在した国すべてから入手する必要がある。</p> <p>(注) 日本の無犯罪証明は、在南ア共和国日本大使館でも申請できますが、交付までに2カ月を要するため、余裕を持って申請する必要があります。</p>
9	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	<p>過去6カ月以内に汚染国に入国した場合のみ、必要となる。</p>
10	所定書式の委任状 (Power of Attorney)	<p>Form 43(BI-29) Power of Attorney ビザ申請書作成をエージェントに委託する場合に必要となる。</p>
11	航空券または航空券予約 (Flight Itinerary)	



12	通学予定の教育機関の入学・転校証明書 (Letter of Enrolment from the South African School)	
13	南ア共和国の医療被保険証 (日本で申請する場合のみ、保険会社の英文海外旅行被保険証でも可) (Proof of South African Medical Cover)	在京大が認めているのは、国民健康被保険証ではなく、日本の保険会社との個別契約による海外旅行保険で、子息の名義も明確に記載された英文の海外旅行被保険証。

なお、全部事項証明 (戸籍謄本) とその英訳は、同時に申請する場合には家族で 1 部あればよく、申請者それぞれについて用意する必要はありません。

#### (4) 申請場所

在京大または南ア共和国内で申請することができます。家族帯同ビザで南ア共和国に入学してから、南ア共和国内でスタディービザにステータス変更を行うことも可能です。

#### (5) 所要期間

##### ①申請書類の準備

おおむね 1 カ月から 3 カ月かかります。南ア共和国の医療保険加入までの事務手続きと所要期間については、あらかじめ保険会社に相談することを勧めます。また、教育機関の入学・転校証明書は、通学が決まってから発行される場合が少なくないと考えられるので、注意が必要です。また、同証明書の書式については、必要に応じてあらかじめビザ・エージェントに相談することを勧めます。

##### ②当局の事務処理

在京大の事務処理にかかる日数は、企業内転勤ビザと同じ 14 営業日が目安とされています。南ア共和国内での申請の事務処理にかかる期間は、約 2 から 4 カ月とされています。

#### (6) その他 — 内務省による取得の推奨

これまでは帯同家族ビザのままで教育機関が生徒を受け入れているケースがありました。内務省は、改正入管法施行を機に、帯同家族ビザなどのままの生徒はスタディービザに切り替えるよう、教育機関を通じて求めていくとのことです。

子息が日本人学校や現地国際学校などで教育を受けている場合には、子息のビザの種類と有効期間を確認し、スタディービザへ切り替えることを勧めます。また、スタディービザは、初等教育から要求される場合が一般的ですが、学校によっては幼稚園から必要とされる場合があるため、あらかじめ通学する教育機関へ確認することを勧めます。

## 7. 短期就労ビザ Section 11(2) Visitor's visa

### (1) 概要

日本人は、短期観光・商用目的の 90 日以内の滞在であれば、無査証で南ア共和国への入国が認められています。ただし、就労を目的とした 90 日以内の滞在を希望する方は、南ア共和国への渡航前に在京大へ申請を行い、短期就労ビザを取得する必要があります。このビザは、急な要請でほかの就労ビザの申請要件を満たせないなかで、南ア共和国に渡航し就労する場合に必要となります。

改正入管法に「就労」の定義は記載されていませんが、実務慣行上、母国で職業として行っている活動と同じか、それに関連する活動を行う場合には就労に該当し、一般的なビジネスミーティングや、日本法人に勤務している人の南ア共和国内の現地法人の視察のための短期の出張などはこれに該当しないと考えられています。

### (2) 申請要件

南ア共和国国内で 90 日以内の就労をする場合に必要となります。

### (3) 申請書類

	書類名	摘要
1	所定の申請書式 (Application Form)	上記 II .4.を参照。
2	申請手数料 (Fee Payable)	上記 II .5.を参照。
3	パスポートサイズの写真 2 枚 (Two Passport size photographs)	
4	パスポート (Passport)	有効期間が南ア共和国滞在期間に加えて 30 日以上あり、かつ、3 ページ以上の未使用ページがあること。
5	黄熱病予防接種カード (Yellow Fever Vaccination Certificate)	過去 6 カ月以内に汚染国に入国した場合のみ、必要となる。
6	英文履歴書、職務記述書 (Curriculum Vitae and Job Description)	必須提出書類ではないが、申請書作成の際、必要となる場合がある。
7	所定書式の委任状 (Power of Attorney)	Form 43(BI-29) Power of Attorney ビザ申請書作成をエージェントに委託する場合に必要となる。
8	航空券または航空券予約 (Flight Itinerary)	
9	現地法人からの英文招聘状 (Host Country Motivation Letter)	
10	日本法人からの英文推薦状 (Home Country Motivation Letter)	
11	直近 3 カ月分の預金通帳の写し (Proof of Sufficient Funds -	

	Bank Statements)	
12	滞在期間中の宿泊に関する保証書 (Proof of Accommodation in South Africa)	
13	滞在期間中の英文海外旅行被保険 証 (Proof of International Medical Coverage for duration of stay in South Africa)	

#### (4) 申請場所

在京大で申請することができます。

#### (5) 所要期間

##### ①申請書類の準備

おおむね 1 から 2 週間かかります。特に時間のかかる申請書類はありません。

##### ②当局の事務処理

在京大の事務処理日数は、すべての申請書類に瑕疵がないことを前提として、14 営業日が目安とされています。

#### (6) その他

##### ①短期就労ビザ有効期間中の入出国

有効期間内は、就労が継続するたぐいのものであれば、適宜、出入国することができると考えられます。ただし、南ア共和国の入国審査官の誤認を防ぐため、パスポートと一緒に在京大に提出した日本法人からの英文推薦状の写しと、現地法人からの英文招聘状の写しを携帯することを勧めます。

##### ②短期就労ビザの 2 回目発行について

短期就労ビザの繰り返しの取得を容認すると、実質的にほかの就労ビザを取得しなくても長期就労が可能になってしまうため、やむを得ない事情がない限り延長や再申請は認められていません。短期就労ビザは 1 回のみ発行が原則とされており、2 回目以降の発行は在京大の裁量によると考えられます。当該ビザ保有者は、有効期間切れとともに南ア共和国を出国し、再び就労目的で入国する必要がある場合には、ほかの就労ビザの取得を検討することを勧めます。

##### ③その他の注意事項

短期就労ビザの保有者は、南ア共和国内で給与・報酬を受け取ることができますが、海外送金を受領するだけの非居住者銀行口座 (Non-resident bank account) しか開設できず、家財道具を輸入関税などの免除措置を受けて、南ア共和国に輸入することができない可能性があるため、ご注意ください。

## IV.期間切れ入国の罰則

### 1. 概要

改正前入管法においては、ビザ更新手続き中で結果を待っている申請者は、内務省からの領収書を提示することで、罰則なしに南ア共和国を出入国することができました。しかし、改正入管法においては、このような取り扱いは認められていません。

ビザの有効期間が切れた後に南ア共和国を出国する外国人は、不法滞在者（Undesirable Person）とされ、後述の罰則が適用されます。この罰則は主申請者だけでなく一緒に出国する帯同家族にも適用されます。

従って、ビザの更新手続きを待っている間に現行ビザの有効期間が切れてしまう場合には、有効期間が切れる前に南ア共和国を出国することをお勧めします。そして、ビザ更新手続きの完了の連絡を受けてから、短期観光・商用ビザで再入国し、申請結果を受領してください。

もし、ビザの更新手続き中に出国せずに現行ビザの有効期間が切れてしまった場合には、更新手続きの結果が出るまで南ア共和国で待つこととなります。

### 2. 雇用主への罰則

期間切れのビザ保有者に就労をさせた場合には、雇用主に対して下記の罰則（罰金または禁固）が課されます（改正入管法 27 条）。

- ① 初犯：禁固 1 年以内または罰金
- ② 再犯（2 回目）：禁固 2 年以内または罰金
- ③ 再犯（3 回目以降）：禁固 5 年以内（反証または罰金により免除されない禁固）
- ④ 公務員が関係する場合：禁固 8 年超（内務省職員は 15 年以内）

有効期間切れのビザで南ア共和国から出国し罰金を受けたすべての旅行者は、南ア共和国に再入国する前に罰金を清算しなければならず、罰金の支払証明を南ア共和国への入国と同時に示されなければなりません。

雇用主は、期間切れのビザ保有者が不法に就労していないかを確認するため、従業員のビザの有効期間を確認する義務があります。

### 3. 本人への罰則

期間切れのビザ保有者は、出国する際に不法滞在者（Undesirable Person）と認定され、下記の罰則が課されます（改正入管法 27 条）。

- ① 超過滞在日数 30 日未満：入国禁止 12 カ月（初犯）または 24 カ月（2 年以内に再犯）
- ② 超過滞在日数 30 日以上：入国禁止 5 年間

なお、万一、不法滞在者（Undesirable Person）に認定された場合には、10日以内に不服申し立てを行うことができます。申し立て先は、内務省です（[Overstayappeals@dha.gov.za](mailto:Overstayappeals@dha.gov.za)）。内務省は申し立て後、原則48時間以内に回答することになっています。また、在南ア共和国日本大使館にも連絡することを勧めます。

## V. 18歳未満の子供の南ア共和国出入国に係る書類提示義務

### 1. 概要

入管法改正に伴い、18歳未満の子供を伴った旅行の際、または18歳未満の子供の単独旅行の際には、一定の書類の提示義務が課せられました。この義務は、子供のトラフィッキング（人身取引）を防ぐハーグ条約を担保する措置とされ、2015年6月1日以降に施行される予定です。出入国の都度、必要書類の提示がなされない場合には、当該の子供の出入国は認められません。この義務は、南ア共和国国籍者のみならず、短期旅行者や外交パスポート所持者など南ア共和国に出入国するすべての国籍者に適用されます。なお、上記施行日までは、両親に帯同するすべての子供は、当該文書の提示をせずに南ア共和国へ入出国することができます。

### 2. 出生証明書 an unabridged birth certificate

18歳未満の子供が南ア共和国へ出入国する場合には、出生証明書の提示が義務付けられます。施行予定日に照らして、出生証明書を入手するための所要時間を考慮し、前もって当該文書を入手しておくことを勧めます。

日本人の出生証明書は、在南ア共和国日本大使館で発行された英文出生証明書もしくは戸籍謄本の英文翻訳に相当します。取得方法については、同館のウェブサイトを参照してください。  
[http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular\\_service/certificate\\_front.html#mibun](http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/certificate_front.html#mibun)

### 3. 宣誓供述書 affidavit

片方の親や両親ではない第三者が子供を伴って南ア共和国へ出入国する場合には、出生証明書に加えて、旅行しない片方の親ないし両親から子供を伴った旅行に同意する内容の宣誓供述書（affidavit）、またはその同等書類の提示が義務付けられます。例えば、子供が片方の親と渡航する際には、渡航する片方の親は下記書類のいずれかを具備する必要があります。

- ・ 出生証明書と合わせて、子供と入出国しない片方の親からの宣誓供述書または、
- ・ 親の完全な責任と権利、または法的後見人を許可する裁判所の命令または、
- ・ 出生証明書において言及された片方の親の死亡証明書

宣誓供述書の書式については在南ア共和国日本大使館のウェブサイトを参照してください。  
[http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/notice\\_residents/notice\\_immigration20140829.pdf](http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/notice_residents/notice_immigration20140829.pdf)

所定の書式を記入した上で、日本の場合は公証人役場にて「宣誓認証」の印または署名（手数料計 17,000 円）、南ア共和国内の場合は宣誓管理官（Commissioner of Oaths）または南ア共和国警察からの認証の署名（手数料無料）を受けてください。

## VI. 住所変更の届け出

外国人は南ア共和国で引越しをした場合、住所変更を内務省へ報告しなければなりません。住所変更はビザの申請とは全く別の手続きです。改正入管法施行日以降に住所を変更した場合は、VFS 事務所または内務省を通じて届け出を行うことになります。なお、改正入管法施行日前に行った住所変更の届け出は必要はありません。

## VII. 関係連絡先

### 1. 南ア共和国内務省

- (1) 入管サービス担当副次官 Mr. Jackson McKay, DDG Immigration Services  
電話+27 (0)82-442-8998/+27 (0)12-406-2697 / メール [jackie.mackay@dha.gov.za](mailto:jackie.mackay@dha.gov.za)
- (2) General Enquiry  
電話+27 (0)12-406-2815/16)
- (3) Temporary Residence Visa 関係 : Mr. Ronney Marhule  
電話+27 (0)82-803-7116 / メール [ronney.marhule@dha.gov.za](mailto:ronney.marhule@dha.gov.za)
- (4) Permanent Residence Permit 関係 : Ms. Joyce Mamabolo  
電話+27 (0)82-906-8339 / メール [joyce.mamabolo@dha.gov.za](mailto:joyce.mamabolo@dha.gov.za)
- (5) Corporate Account Unit : Mr. Phindiwe Mbhele  
電話+27 (0)76-890-0026 / メール [phindiwe.mbhele@dha.gov.za](mailto:phindiwe.mbhele@dha.gov.za)
- (6) Waivers and Exemptions 関係 : Ms. Yogie Tavern  
電話+27 (0)82-887-6537 / メール [yogie.travern@dha.gov.za](mailto:yogie.travern@dha.gov.za)
- (7) Appeals and Reviews 関係 : Ms. Regina Menoe  
電話+27 (0)73-896-3988 / メール [reginah.menoe@dha.gov.za](mailto:reginah.menoe@dha.gov.za)
- (8) IMS Operational Centre  
電話+27 (0)12-406-4586 / メール [Overstayappeals@dha.gov.za](mailto:Overstayappeals@dha.gov.za)

## 2.在南ア共和国日本大使館

在南ア共和国 日本国大使館 領事班

電話+27 (0)12-452-1500 / メール [consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

## 3. 在日南ア共和国大使館

在日本 南ア共和国大使館 領事部

電話+81 (0)3-3265-3366 / メール [visa@dirco.gov.za](mailto:visa@dirco.gov.za)

(注) 南ア共和国の祝祭日を除く月曜日、水曜日、木曜日: 10:00-13:00 のみ受け付け・対応

## VIII. 出所

・ Immigration Act 2002

[http://www.saflii.org/za/legis/consol\\_act/ia2002138/](http://www.saflii.org/za/legis/consol_act/ia2002138/)

・ Immigration Act 13 of 2002 - Regulations and Notices - Government Notice R413

[http://www.saflii.org/za/legis/consol\\_reg/ia13o2002rangnr413581/](http://www.saflii.org/za/legis/consol_reg/ia13o2002rangnr413581/)

・ Government Gazette Staatskoerant 22 MAY 2014

[http://www.greengazette.co.za/documents/regulation-gazette-37679-of-22-may-2014-vol-587-no-10199\\_20140522-GGR-37679.pdf](http://www.greengazette.co.za/documents/regulation-gazette-37679-of-22-may-2014-vol-587-no-10199_20140522-GGR-37679.pdf)

・ VFS Global South African website

<http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/index.html>

・ 在南ア共和国日本国大使館 領事情報

<http://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/index.html>

・ 在日本南ア共和国大使館 Immigration - visa info

<http://www.sajapan.org/immigration-visa-info/>

・ 日本貿易振興機構 ヨハネスブルク事務所 2014 年南ア共和国改正入管法に係る  
赴任者・駐在者ビザアップデート情報

[http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001899/visa\\_update\\_201411.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001899/visa_update_201411.pdf)

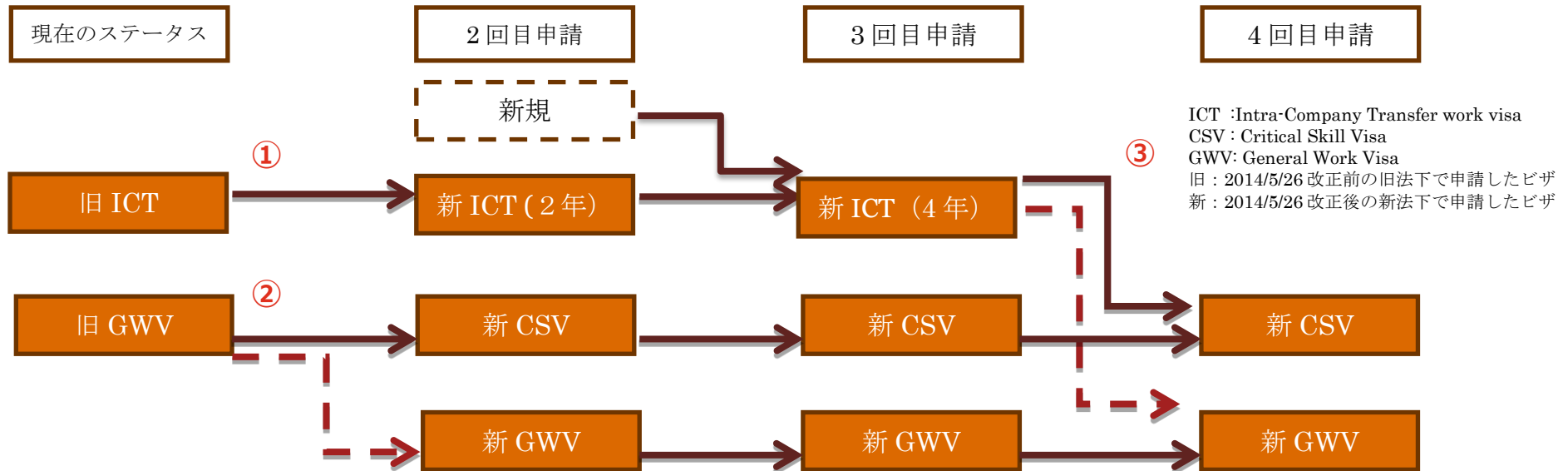
・ PwC South Africa Newsletter Immigration Update - 日本語仮訳版 June 2014

<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/south-africa/assets/south-africa-newsletter-edition-1-june-2014-jp.pdf>

・ PwC Global mobility in Africa report

<http://www.pwc.co.za/en/publications/global-mobility-in-africa-report.jhtml>

## 別紙：南アフリカ共和国における赴任者・駐在者の推奨ビザ取得パターン



### ① 旧 ICT ⇒ 新 ICT

- ・申請前の日本法人での6カ月間雇用と、無犯罪証明書（18歳以上で12カ月以上滞在したすべての国が対象）が必要となった。
- ・内務省の省内通達により、旧 ICT 保有者による ICT の延長（2年）とその後の新規申請（4年）が認められた。なお、その後の新規申請は当局の裁量によるため、必ずしも認められるものではない。

### ② 旧 GVV⇒新 CSV / 新 GVV

- ・特定技能（内務省が定めたリスト）を有する場合には、新 GVV より事務手数が少なく所要期間が短い新 CSV の取得を推奨する。詳しくは下記③を参照。
- ・特定技能に当てはまらない場合は、新 GVV を申請。
- ・旧 ICT/旧 GVV 保有者に対して、新 GVV の申請手続きの一部（労働省の確認書等）を免除する書類が発行された例があるが、当局の裁量によるため、必ずしも発行されるものではない。
- ・旧 GVV 保有者が旧 GVV の期間満了前にこれを放棄し、ほかの関連会社（現地法人）に移籍するための新 ICT を日本で取得した例がある。ただし、旧 GVV 保有者の新 ICT 取得は当局の裁量によるため、必ずしも認められるものではない。

### ③ 新 ICT⇒新 CSV / 新 GVV

- ・特定技能（内務省が定めたリスト）を有する場合には、新 GVV より事務手数が少なく所要期間が短い新 CSV の取得がお勧め。
- ・特定技能に当てはまるかどうかは、学歴（含む履修科目）・職歴・業務経験等によって判断される。
- ・ビザ・エージェントが行う簡易診断などを利用してあらかじめ新 CSV の申請が可能かどうか確かめておくといよい。
- ・特定技能に当てはまらない場合は、新 GVV を申請。詳しくは上記②を参照。



## 別紙：南アフリカ共和国改正入管法における赴任者向けの主なビザの種類

		企業内転勤ビザ	クリティカルスキルビザ	一般労働ビザ	帯同家族ビザ (ビジターズビザ)	スタディービザ
期間（最長）		4年	5年	5年	原則3年または5年 (当局裁量により主申請者と同年数が発行されることがある)	全就学期間 (18歳未満は親の滞在が必要、帯同子息は主申請者と同年数が上限)
定義		日本法人との雇用契約に基づき現地法人出向者に発行されるビザ	特定技能を有する現地法人外国人従業員に発行されるビザ	一般労働者として現地法人従業員に発行されるビザ	主申請者の配偶者などに発行されるビザ	就学している方に発行されるビザ
雇用契約		日本法人	現地法人	現地法人		
条件		申請前に日本法人で6カ月間以上雇用	内務省が定めたリストに記載された特定の技能を有する	所定の手続き（求人広告・労働省の証明）を経る	主申請者の配偶者 主申請者の子息など	南ア共和国で就学
申請場所		日本（新規、更新）または南ア共和国（更新または帯同家族のステータス変更）				
申請日	日本	現行ビザの期間切れ後				
	南ア	現行ビザ期間切れ60日より前（当局事務処理期間を踏まえ60日よりさらに前の申請が望ましい）				
注意すべき申請書類		無犯罪証明	無犯罪証明 SAQA 証明 専門家団体登録	無犯罪証明 SAQA 証明 労働省の確認書	無犯罪証明	無犯罪証明 学校からの入学・転校証明書 南ア共和国の医療保険 (日本では海外包括保険も容認)
申請書類準備期間 (目安)		1~2カ月	2~6カ月（専門家団体により異なる）	半年以上	1~2カ月	1~2カ月
当局事務 処理期間 (目安)	日本	14営業日 +本国確認	14営業日 +本国確認	14営業日 +本国確認	14営業日 (主申請者と同時)	14営業日 (主申請者と同時)
	南ア	2~4カ月	3~4カ月	3カ月以上	2~4カ月	
注意事項		南ア共和国で申請し新たなビザが発行されずに現行ビザの期間切れを迎える場合、現行ビザの期間切れ前に南ア共和国を出国すること 期間切れ後に出国すると長期間入国禁止になる可能性がある				